

答弁書第一四六号

内閣参質一八九第一四六号

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員和田政宗君提出ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員和田政宗君提出ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する
質問に対する答弁書

一について

ポツダム宣言第六項は、その当時の連合国側の政治的意図を表明した文章であり、その詳細について政府としてお答えする立場にないが、我が国は同宣言を受諾して降伏したものである。

二について

ポツダム宣言は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）により連合国との間で戦争状態が終結されるまでの間の連合国による我が国に対する占領管理の原則を示したものであり、同宣言の効力は、同条約が効力を発生すると同時に失われたと認識している。

